

高松市監査委員告示第21号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年8月15日

高松市監査委員	吉田正己
同	山下稔
同	妻鹿常男
同	西岡章夫

財政援助団体等監査の結果に基づく措置通知について

第1 財政援助団体等監査で指摘した事項に対する措置内容等

対象団体	財団法人高松市水道サービス公社	
措置通知日	平成24年4月25日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	業務委託契約に係る事務処理を適正にすべきもの 平成23年度に公社が高松市上下水道事業管理者と締結した総額委託業務契約に係る伺決裁では、伺文中、契約金額の記載を誤ったまま、承認・決裁処理がされているので、今後、承認者および決裁者においては、十分に審査し、適正に事務処理されたい。	業務委託契約に係る執行伺決裁の起案については、平成24年度から文書審査基準の策定および文書取扱主任の任命を行うなど、文書審査体制の確立を図った。

対象部局	創造都市推進局産業経済部商工労政課	
措置通知日	平成24年6月25日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	履行確認に係る事務処理を適正にすべきもの	

<p>高松市会計規則第82条第1項は、前金払をしたもので契約の相手方が義務を履行したときは、主管の長は、その事実を確認して、履行確認票により、その旨を市長に報告しなければならないと規定しているが、高松テルサに係る平成22年度指定管理運営委託料は前金払をしているにもかかわらず、履行確認票による報告がされていないので、今後は、同項の規定により、適正に事務処理されたい。</p>	<p>前金払をした高松テルサに係る平成23年度指定管理運営委託料については、高松市会計規則第82条第1項の規定に基づき、履行確認票による報告を行った。</p>
---	---

対 象 部 局	市民政策局地域政策課		
措 置 通 知 日	平成24年7月9日		
	【改善を要する事項】		【措置された内容】
	<p>概算払により補助金を交付する理由を記載すべきもの</p> <p>協議会活動事業補助金については、高松市補助金等交付規則第9条第2項ならびに高松市会計規則第79条第1項第3号および第2項の規定を根拠として、支出の特例の一つである概算払をしているにもかかわらず、同補助金交付決定伺決裁には、同交付規則第9条第2項に規定する「特に必要があると認める理由」が記載されていないので、今後、同様の補助金を概算払により交付する場合は、概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。</p>		<p>高松市連合自治会連絡協議会事業に対する補助金については、平成19年度から概算交付する理由を決裁に明記した。</p>

対 象 団 体	木太地区コミュニティ協議会		
措 置 通 知 日	平成24年7月9日		
	【改善を要する事項】		【措置された内容】
	<p>収入伺書の様式を規定すべきもの</p> <p>木太、木太南、木太北部の各コミュニティセンターの会計規程第6条第2項では、収入伺書については、その様式を管理者が別に定めると規定しているが、その様式が定められていないため、出金依頼書を手書で修正し、入金依頼書として使用しているので、今後は、規定に基づき、収入伺書の様</p>		<p>収入伺書については、平成22年度から様式を定めた。</p>

式を定められたい。	
<p>支出伺書の様式を見直すべきもの</p> <p>1件当たりの金額が5万円以上の支出伺については、コミュニティセンターの出金依頼書に、木太、木太南、木太北部の各コミュニティセンター庶務規程第6条および別表第1財務の表第1号の規定に基づく管理者の決裁を受けているものの、その様式には、各センター長の決裁欄がないため、その決裁を受けていないものが見受けられるので、今後、同依頼書については、意思決定の過程が明確になるよう、各センター長の決裁欄を設けるなど、様式を見直されたい。</p>	<p>支出伺書については、平成22年度からセンター長の決裁欄を設け、意思決定の過程を明確にした。</p>

第2 財政援助団体監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

対 象 部 局	財政局財産活用課財産管理室
措 置 通 知 日	平成24年6月11日
【意見を付された事項】	【措置された内容】
<p>長期保有地について</p> <p>公社が取得後5年以上経過している長期保有地が、市の財政運営に影響を及ぼすことのないように、国、県、民間団体等と連携を図る中で、できる限り早い時期に長期保有地における整備計画を策定し、具体的な活用方策等について検討するなど買取りに向けて努められたい。また、今後において、公社に新たな土地の取得依頼をする際においては、その土地が真に必要なものかどうかについても含めて、用地需要計画等を十分に精査するとともに、公社との間で買取予定時期および買取予定価格を明確にするなど長期保有地が増加することのないように取り組まれたい。</p>	<p>土地開発公社が取得後5年以上経過している長期保有地については、公社が担当事業課の依頼を受け、先行取得したものであり、平成17年度以降、都市計画道路用地などについて買戻しを行い、年々その保有面積は減少しており、今後においても、担当事業課に対して買戻しの働きかけをすることとした。また、新たな土地の取得依頼に際しては、用地需要計画等を十分に精査している。なお、公社の借入金については、平成22年9月30日付けで、市から無利子による借入金に切り替え、長期保有化に伴う支払利息の増加による損失が発生しないよう措置を講じた。</p>